



# 神障教組新聞



神奈川県立障害児学校教職員組合  
横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会展館ビル402  
TEL 045-412-5161 FAX 045-412-5162

神障教組新聞は、組合のとりのくみや考えを広く知っていただくために、4、5月中は「全職員」に配布させていただきます。4月1日から現在までに41名の方が神障教組に加入されました。私たちの賃金・勤務条件や子どもたちの教育環境の改善には数の力が必要です。力を合わせてとりくみませんか。みなさんの組合への加入をお待ちしています。

### ◇今年度より

- ・子の看護休暇拡充、
- ・再任用職員の療休(有給)拡充(90日)
- ・臨任職員の療休有給化(3日)
- ・幼稚部教員の義務特手当が他学部と同額に!

☆ 子の看護休暇	対象となる子の年齢を中学校卒業まで延長。《取得可能日数：1暦年につき5日(対象となる子が1人であって、小学校就学前までは6日、2人以上の場合は10日)以内》
☆ 臨任職員の療養休暇	取得可能日数10日のうち3日が有給に。《従来と同様、引き続き1週間以内の療休の場合、診療期間のレシートで取得できます》
☆ 幼稚部教員の義務教育等教員特別手当	従来は他学部教員の2分の1であったが、今年度より同額に。(おおむね給料月額3~4%、ただし最高8,000円)

神奈川県は他県に比べて遅れている制度も多く、上記勤務条件も含めさらなる改善・拡充が求められます。

### 《賃金・勤務条件の問題点・改善すべき点》

- ①労働者の実質賃金は4年連続で低下(過去2年間賃金は上がったが、まだまだ不十分)。  
・若年層、再任用、非常勤職員の賃金が低い。  
・臨任職員の昇給頭打ち。  
・寄宿舎指導員2級昇格制度がない。(この制度がないのは全国的にも**神奈川県を含む数県のみ**)
- ②臨任・非常勤職員の療休(有給・取得日数)
- ③妊娠時の勤務軽減制度の拡充  
(妊体免の非常勤配置が妊娠者2人につき1人であるのは、**関東で神奈川県のみ**。体育だけに限定しない軽減措置、不妊治療のための休暇制度がある県も多い)

### ◇本年4月

## えびな支援学校が開校

また、2020年には横浜北部方面に新校が開校する予定です。湯河原・真鶴方面にも分教室が計画されています。

しかし、適正規模を超える県立障害児学校は27校中18校(2015年度)もあります。

### 《障害児学校の過大・過密状況の解消は急務》

障害児学校のさらなる新校建設が必要です。2006年に、県教委が設置した協議会は、障害児学校の過大・過密状況を解消するために12校の養護学校増設が必要と答申しました。現在までに6校が開校(予定・計画中2校含む)しましたが、残り6校について県教委は建設計画を一切示していません。

今後も保護者・市民と共同で、差別的とも言える障害児学校の過大・過密状況を改善するとりくみが必要です。



〈えびな支援学校〉

## 賃金・勤務条件の改善、子どもたちの教育環境の改善に力を合わせてとりくもう!

賃金の引き上げ(2014・2015年度)、勤務条件の改善、新校の開校等は私たち**教職員組合・労働組合が、諸団体や保護者・市民と共同・連帯してとりくんできた成果です**。署名活動、関係機関への要請、当局との交渉等のとりのくみによって改善がすすんできました。

神障教組は今年度も教職員の賃金・勤務条件の改善、子どもたちの教育環境の改善に全力でとりくんでいきます。

今年もやります。ご協力をお願いします。



### 「障害児学校の『設置基準』策定を求める請願署名」

#### 障害児学校にだけ「学校設置基準」がありません

障害児学校の過大・過密状態がもたらされている根本的な要因は、障害児学校に「学校設置基準」(学校を設置するのに必要な最低基準)がないことです。幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてに「設置基準」があります。



年を追うごとに署名の紹介国会議員が増え(3年前:6会派21人、昨年:8会派47人)、この署名のとりのくみが大きく広がっています。

# 神障教組・浜高教 2016 メーデー に行こう！

5月1日（日） 9:45～11:35 〈9:45～集会 10:50～デモ・パレード〉  
大通り公園（水の広場） 〈JR関内駅 徒歩3分〉 \*詳細は配布済みビラ参照

祝 2016 メーデー

原発再稼働反対！ 安保関連法廃止！ 教え子を戦場に送らない！  
立憲主義をとりもどそう 教育と福祉を充実させよう

横浜市立高等学校教職員組合 神奈川県立障害児学校教職員組合

☆メーデーって何？

今年の横断幕案です。

1886年5月1日にアメリカで、34万人が8時間労働制を求めてストライキを行ったのが起源です。

当時のアメリカの労働時間は14時間から18時間。  
「第1の8時間は労働のために、第2の8時間は休息のために、そして最後の8時間はおれたちの好きなことのために」をスローガンに、労働者が「人間らしく生き、働きたい」と労働時間短縮を求めて立ち上がりました。

アメリカの労働者のたたかいにヨーロッパの労働者が応え、1890年5月1日に世界的な労働者の祭典としてメーデーが誕生しました。以後も、労働者の生活や権利についての要求を主張し、また、労働者の団結と連帯の力を示す日として継続・発展してきました。

（1890年以降、労働者の団結と連帯の力で、8時間労働を求める運動が世界に広がりました。そして、1919年のILO（世界労働機関）第1号条約で8時間労働が採択され、世界のスタンダードとなりました。）

（参考「勤労者通信大学労働組合コーステキスト」）



〈神障教組・浜高教2014メーデーのデモ・パレード〉

## 8時間労働制が危ない！ 「残業代ゼロ法案」

（時間外勤務をしても、残業代や深夜手当が支払われず、働いた時間に関係なく成果に応じて賃金を支払うとする法案）

労働基準法には労働時間を1日8時間、週40時間までと定められています。しかし、日本では、時間外・休日労働に関する規制が極めて緩く、長時間労働がまかり通っている実態があり、過労死やメンタルヘルス不全等が社会問題となっています。日本は世界のスタンダードにはほど遠い状態です。

このような事態にもかかわらず、政府は「残業代ゼロ法案（労働基準法「改正」案）」の成立を狙っています。長時間労働に一層拍車をかけるものであり、この法案の成立は到底許されるものではありません。

## 「残業代ゼロ法案」が成立すれば 教職員の多忙化（長時間・過密労働）の解消は一層困難に！

教職員の多忙化の直接的な要因は業務増大ですが、法律的には「給特法」の存在があります。

「給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）」では、限定4項目（\*）以外では時間外労働を命じることはできないと定められている。そのため、法律上、教員には限定4項目以外では時間外労働はないということになっている。しかし、実際は時間外勤務が常態化している。

（\*限定4項目：①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常時の児童生徒の指導等）

神障教組は各職場の衛生委員会の活性化、県教委との交渉等、多忙化解消にとりくんでいます。また、全教や全国の教職員組合と共同・連帯し、「給特法」の問題点について学び、法律の改正も視野に入れたとりくみを行っています。「給特法」の改正には8時間労働を定めた「労働基準法」が足がかりとなります。

しかし、「残業代ゼロ法案」が成立すれば、8時間労働という概念はなくなり、教職員の多忙化解消の根拠が崩れることになってしまいます。

**労働者の生活・権利を守り、改善させるためには、すべての労働者の団結・連帯が大きな力になります。**